平成２７年（フ）第６２７号
堺市北区新金岡町４丁３番16―704号
債務者　株式会社ビルド
代表者代表取締役　廣田　知彦
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６９号
山口県周南市大字原648番地の20
債務者　辻　　秀代
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　破産債権の届出期間　平成27年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成27年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１５９号
岡山県総社市清音三因226番地１
債務者　山下　修藏
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大土　　弘
4　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
仙台市太白区人来田１丁目17番20号
債務者　大茄子川和男
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町87番地
債務者　武田　義信
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第６１４号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の446
債務者　吉岡　英雄
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　友彦
4　破産債権の届出期間　平成27年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
神奈川県足柄上郡開成町牛島212番地６
債務者　野呂瀬郁夫
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
4　破産債権の届出期間　平成27年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１２１号
愛知県春日井市弥生町２丁目175番地　プリミエール弥生501号
債務者　大畠　正雄
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　真記
4　破産債権の届出期間　平成27年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字漆原396番地１（旧住所　広島市東区温品２丁目16番５号）
債務者　山﨑　　博
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　利明
4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１３４号
佐賀県小城市小城町973番地３
債務者　松尾　隆行
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
福井県小浜市山手３丁目８番３号
債務者　福永　蔦江
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第３９号
福岡県みやま市瀬高町下庄1308番地
債務者　大坪　静雄
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　普一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
福岡県みやま市瀬高町下庄1308番地
債務者　大坪美佐子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　普一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
福岡県大川市大字三丸1559番地７、1564番地４
債務者　本吉　和彦
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
福岡県大川市大字三丸1559番地７、1564番地４
債務者　本吉誠一郎
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係